



WebでEco! 地球環境保護にぜひご協力ください。

「WebでEco!」とは、地球環境保護のため、本冊子「ご契約のしおり(兼保険金請求方法のご案内)」、「ペット保険普通保険約款および特約」および「保険金請求書」の送付を省略させていただくことです。弊社ホームページから閲覧・ダウンロードができます。

ご協力いただける場合は、マイページの「WebでEco!」からご登録ください。次年度のご継続時より、送付を省略させていただきます。

※多頭契約の場合、契約ごとの登録が必要です。

メールアドレスをぜひご登録ください! 弊社では、メールアドレスをご登録いただいた方へメール配信サービスを行なっています。

- 保険金請求受付メール……保険金請求を受付けたことのお知らせします。
- 保険金支払い手続き完了メール……保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。
- メールマガジン……どうぶつの健康に関する情報等を配信します。

※当メールの配信は、PCのメールアドレスを登録されている方が対象となります。



保険金の不正請求に関する情報がありましたら、ご連絡ください。

弊社では、ペット保険の健全な発展・運営や被保険者様に対する保険金の適正な支払いの観点から、保険金の不正請求に関する通報、相談を受付けております。お心あたりの事案がございましたら、以下より通報、相談をお願いいたします。

<http://www.anicom-sompo.co.jp/fair/> **0120-971-378**

受付時間: 平日 9:30~17:30 / 土日・祝日 9:30~15:30

お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ

0800-888-8256 **OK!**

受付時間: 平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30

※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。
※営業開始直後とお昼の時間帯は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。



ホームページからもお問い合わせ・ご質問を受付けております。

<http://www.anicom-sompo.co.jp/>

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター

ナビダイヤル(有料)

0570-022808

受付時間: 平日 9:15~17:00 (12月30日~1月4日を除く)
IP電話からは **03-4332-5241**

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■引受保険会社

anicom
アニコム損害保険株式会社

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

YK024-1610-12



アニコム損保のペット保険

どうぶつ健保

ご契約のしおり (兼 保険金請求方法のご案内)

お手元で保管し、ご契約後の
手引きとしてご活用ください。

「ご契約のしおり(兼 保険金請求方法のご案内)」について

この冊子は、アニコム損保(以下、「弊社」)のペット保険(以下、「どうぶつ健保」)についての重要事項、「どうぶつ健保」の内容、ご契約時やご契約後にご注意いただきたいこと等、ぜひ知っていただきたい事柄のご説明と保険金請求についてのお手続き方法を記載しています。また、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」もあわせてご一読の上、大切に保管いただきますようお願いいたします。

弊社の目指す「あんしん」とは

どうぶつは大切な家族。家族がケガや病気をしたら、できる限り世話をし、早く元気になってほしいと願うのは、誰もが同じ気持ちです。弊社は「どうぶつ健保」を通じて、ご契約者をはじめご家族の皆様にも一日も早く笑顔が戻ってほしい、と願っています。家族の笑顔と健康の回復、そして何より豊かなどうぶつの暮らしこそ、弊社の目指す「あんしん」です。

anicom
アニコム損害保険株式会社

2016年11月改定版

ご契約のしおり (兼保険金請求方法のご案内) 目次

主な用語のご説明 …………… P 1

第1章 ご契約のしおり

1 | ご契約に際して

- 1 個人情報の取扱いに関するご案内 …………… P 3
- 2 代理店の役割 …………… P 3
- 3 保険料控除 …………… P 3
- 4 保険会社破綻時の取扱い …………… P 3

2 | 保険の特長と仕組み

- 1 取扱商品と概要について …………… P 4
- 2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について) …… P 4
- 3 契約条件について …………… P 4
- 4 ご契約者および被保険者 …………… P 5
- 5 告知義務等 …………… P 6
- 6 補償内容について …………… P 6
- 7 保険期間と保険責任 …………… P 7
- 8 待機期間 …………… P 8
- 9 主な特約とその概要 …………… P 9
- 10 2年目以降のご契約継続について …………… P 9

3 | 保険料について

- 1 保険料の払込方法 …………… P10
- 2 保険料の支払方法とスケジュール …………… P11
- 3 保険料の払込期日と猶予期間 …………… P12
- 4 契約の解約と返還保険料 …………… P13
- 5 契約の失効と返還保険料 …………… P13
- 6 重大な事由による解除 …………… P13

4 | 保険期間中のご契約内容の変更・各種お手続きについて

- 1 書面によるお手続きが必要なもの …………… P14
- 2 お電話のみ受付可能なお手続き …………… P14
- 3 マイページでお手続き可能なもの …………… P14
- 4 お手続きQ&A …………… P15

第2章 保険金請求について

- 1 | 保険金をお支払いする場合 …………… P16
- 2 | 保険金をお支払いできない場合 …………… P17
- 3 | 保険金請求手続きの流れ …………… P19
- 4 | 窓口で精算できる場合のお手続き …………… P21
- 5 | 窓口で精算できない場合の具体例 …………… P22
- 6 | 直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き … P23
- 7 | 保険利用回数の管理について …………… P26
- Q&A(保険金請求について) …………… P27
- 8 | ペット賠償責任特約について …………… P29

主な用語のご説明

あ 行

医薬品

保険運営上の医薬品とは「薬事法」にて農林水産大臣もしくは厚生労働大臣より承認された「動物用医薬品」および「人用医薬品」をいいます。

応当日

保険期間中に迎える「契約日に対応する日」のことをいいます。
〈例〉始期日の1ヶ月後の応当日…
4月30日が始期日の場合、1ヶ月後の応当日は5月30日となります。
ただし、応当日がない場合は、その月の末日となります。
5月31日が始期日の場合、1ヶ月後の応当日は6月30日となります。

か 行

契約者

保険契約締結後、保険会社との間の契約上の様々な権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料のお支払い義務)を持つ約款上の「保険契約者」をいい、以下「契約者」といいます。

告知義務

申込書に📍が付された事項および告知書の記載事項については、ご契約に関する重要な告知事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの記載内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度契約のみ該当します。

さ 行

始期月

始期日が属する月をいい、以下「始期月」といいます。

始期日

保険期間の始期の属する日をいい、以下「始期日」といいます。

失効(死亡失効)

ご契約のどうぶつが死亡したときにご契約の効力が失われることをいいます。

傷病

ご契約のどうぶつが被った障害を約款上「傷病」といい、以下「ケガ・病氣」といいます。

- (1)ケガ…どうぶつが急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害をいいます。(身体外部から有毒物質等を偶然かつ一時に吸入し、急激に生ずる中毒症状を含みますが、有毒物質を継続的に吸入した結果生ずる中毒症状、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒を含みません。)
- (2)病氣…(1)のケガ以外をいいます。

主契約

約款のうち「ペット保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)」に記載されている契約内容をいいます。

手術(アニコム損保における手術の定義)

- (1)診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
- (2)全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

診療明細書

診療を受けた動物病院において会計時に発行される、診療項目ごとの明細が記された書類をいいます。
保険金請求にあたり、診療明細書が発行されない動物病院で診療を受けた場合には、診療項目の内訳等を領収書やレシートに記入していただいでください。

た 行

対応病院

「どうぶつ健保」に対応している動物病院をいいます。一部の例外を除いて病院の窓口で保険金の請求手続きをすることができます。窓口で精算できる場合、窓口で精算できない場合については、P22をご覧ください。

他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対して、支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

どうぶつ

保険の対象となる約款上の「家庭どうぶつ」をいい、以下「どうぶつ」といいます。
弊社では、どうぶつは大切な“家族”であり単なる“ペット”ではないという思いから、法律上誤解を与えない限り「どうぶつ」と表記しています。

どうぶつ健康保険証

契約者名・被保険者名・どうぶつ名・どうぶつの生年月日・写真等の情報が記載された、弊社発行のカードをいいます。
対応病院において保険金を窓口で請求する際には、このカードを窓口に提示していただくことにより、保険で支払われる金額以外の診療費等のお支払いとなるため、とても便利に保険制度をご利用いただけます。

特約

普通保険約款に記載されている補償内容をさらに充実させることや、保険料払込方法などについて特別なお約束をすることが目的で適用するものです。

は 行

払込期日

保険料を払い込みいただくお約束の期日をいいます。

引受審査

どうぶつの健康状態によって、弊社が引受の可否や特別な条件を適用(特定傷病除外特約の適用)してお引受できるかを判断する行為をいいます。

被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。ただし、被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合がありますのでご注意ください。被保険者の範囲は普通保険約款およびペット賠償責任特約において次のように定められています。
保険証券等記載の被保険者(以下「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。
①本人の配偶者 ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

保険期間

保険会社が契約に対して補償の責任を負う期間をいいます。

保険金

約款で定められた支払事由に該当したときに、弊社から被保険者にお支払いするお金のことをいいます。

保険金請求書(兼医療照会同意書)

弊社に直接保険金請求をしていただく際にご提出いただく書類のひとつです。対応病院以外で診療を受けたとき、あるいは対応病院の窓口で保険金請求手続きができなかったときにご提出いただきます。詳しくは、P23をご覧ください。

保険証券

ご契約のどうぶつ、ご契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載した書類をいいます。
なお、弊社では保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ兼意向確認書(控)」・「どうぶつ健康保険証」をお届けしています。また、マイページから「Web保険証券」の閲覧・ダウンロードができます。
※保険証券の発行が必要な方は弊社までお申し出ください。

保険料

保険契約において、補償を受ける対価としてご契約者にお支払いいただくお金のことをいいます。

ま 行

マイページ

弊社ホームページ上に契約者ごとの「マイページ」をご用意しており、ご契約内容の確認、住所変更などができます。ログイン時には証券番号とパスワードが必要となります。

窓口精算

対応病院で診療を受けた際、被保険者が支払うべき診療費の額から保険金の額を除いた自己負担額を動物病院に支払うことによって、動物病院の窓口で保険金の請求手続きが完了することをいいます。
窓口で精算された場合には、被保険者に代わって対応病院が弊社に保険金を請求します。窓口での精算が可能な条件は、①対応病院で診療を受けること ②窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示すること ③病院の窓口で保険契約の有効性が確認できること の3つが条件となります。詳しくは、P21をご覧ください。

満期日

保険期間の満期の属する日をいい、以下「満期日」といいます。

や 行

約款

ご契約内容を具体的に記した条文を「保険約款」といいます。保険約款には、普通保険約款と特約があります。

有効性確認(保険契約の有効性確認)

保険契約の有効性確認とは、ご契約が有効であるか、また窓口での精算が可能な条件を満たしているかを対応病院が確認することをいいます。万が一、対応病院の窓口で保険契約の有効性が確認できない場合であっても、補償が途切れておらず支払事由に該当する場合には、後日弊社へ直接ご請求いただければ保険金をお支払いします。

第1章 ご契約のしおり

1 | ご契約に際して

1 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社およびアニコムグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- (1)本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- (2)契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)
または、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- (3)弊社とアニコムグループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- (4)再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

弊社およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、弊社ホームページ(<http://www.anicom-sompo.co.jp/>)をご覧ください。

2 代理店の役割

(1)保険契約の「代理」と「媒介」について

弊社の保険代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、弊社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介を行います。代理店には、保険契約の締結の「代理」権を有する代理店と、保険契約の締結の「媒介」を行う代理店とがあります。また、保険商品によっても代理店の役割が異なりますので、ご契約にあたり代理店の役割がご不明な場合は、弊社または弊社代理店までご確認ください。

(2)「代理」について

新規に保険契約をお申込みいただく場合、保険契約の締結代理権を有する代理店とご締結いただいた保険契約は、有効に成立したことになります。「どうぶつ健保べいびい」・「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」および「どうぶつ健保はっぴい」の場合は、代理店は弊社に代わって保険契約の締結を行います。

(3)「媒介」について

代理店がお客様と弊社との間で保険契約の締結の媒介を行う場合は、お客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに、保険契約が締結されたものとして有効に成立します。「どうぶつ健保ふぁみりい」の場合、代理店は保険契約の締結の「媒介」を行います。

3 保険料控除

ペット保険「どうぶつ健保」は、保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

4 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社である弊社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このペット保険「どうぶつ健保」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一弊社が経営破綻した場合の保険金、返還保険料は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%)補償されます。

損害保険契約者保護機構についてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先 損害保険契約者保護機構 TEL: 03-3255-1635 <http://www.sonpohogo.or.jp/>

2 | 保険の特長と仕組み

どの商品に契約しているかにつきましては、お手元の「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」またはマイページでご確認いただけます。

1 取扱商品と概要について

商品名	概要	対象どうぶつ	対象年齢
「どうぶつ健保ふぁみりい」 初年度契約	代理店を通じて、または弊社に直接お申込み(郵送・オンライン加入)いただく商品です。	犬・猫	7歳11ヶ月まで ※保険契約の始期日時点での満年齢
「どうぶつ健保べいびい」	ペットショップ等動物取扱業者からお迎えになったと同時に申し込みいただく商品です。	犬・猫	ご契約の時点で満0歳
「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」	「どうぶつ健保すまいるべいびい」から引き続き補償をご継続される方を対象とする商品です。	犬・猫	「すまいるべいびい」 ご契約の時点で満0歳
「どうぶつ健保はっぴい」	ペットショップ等動物取扱業者からお迎えになったと同時に申し込みいただく商品です。	ミニまる*	1歳11ヶ月まで ※ご契約時点での満年齢
「どうぶつ健保ふぁみりい」 継続契約	「どうぶつ健保」を引き続きご継続される方を対象とした商品です。	犬・猫・ ミニまる*	原則、終身ご継続可能です。

*ミニまるとは、弊社の造語で、以下のどうぶつ種を指します。

小動物(うさぎ・フェレット・モモンガ・リス・ハムスター・ネズミ・モルモット・ハリネズミ)、鳥、はちゅう類(カメ・トカゲ)

※鳥・うさぎ・フェレット以外のミニまるについては、2016年11月1日以降販売開始となります。

2 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)

以下の契約がクーリングオフ制度の対象となります。

- 「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約 ※継続契約は対象とはなりません。
- 「どうぶつ健保べいびい」
- 「どうぶつ健保はっぴい」

弊社ではクーリングオフのお手続きを次のとおり受付ております。

- (1)お手続き期間:「お客様が契約を申込みされた日」または「締結前交付書面としての重要事項説明書を受領された日」のいずれか遅い日を起算日として、8日以内であればクーリングオフを行うことができます。
- (2)クーリングオフされる場合は、はがきに次の必要事項をご記入の上、上記期間内(8日以内の消印有効)に必ず郵便にてご通知ください。なお、ご契約を申込みされた代理店では、クーリングオフのお申し出を受理することはできませんのでご注意ください。

【記入必要事項】

- ご契約をクーリングオフする旨の記載
- ご契約を申込みされた方の住所、氏名、捺印もしくはフルネームサイン、電話番号
- ご契約を申込みされた年月日
- ご契約を申込みされた保険の内容
- ご契約を申込みされた弊社代理店名 a.証券番号 b.ご契約を申込みされたどうぶつの種類および品種

【送付先】〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー 39階

アニコム損害保険株式会社 業務管理部 事務サービス課 クーリングオフ係 行

- (3)保険料の返還:クーリングオフされた場合は、既にお支払いになった保険料をお客様に返還いたします。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。



クーリングオフのお申し出時点で、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

3 契約条件について

- 家庭で飼養されている愛がん動物または伴侶動物、身体障害者補助犬法に定める盲導犬・介助犬および聴導犬が対象となります。
- 事業用(繁殖用・興行用・闘争用・狩猟用等)の動物はご契約の対象とはなりません。

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約

- ①新規ご契約の対象年齢(保険契約の始期日時点での満年齢)
7歳11ヶ月までです。
- ②その他の条件
原則として健康体であることが条件です。
ただし、治療中のケガ・病気等がある場合でも、「そのケガ・病気は保険の対象外」とする条件(特定傷病除外特約)をつけてお引受ができる場合があります。なお、以下の病気に罹患している、または罹患している疑いがある場合には、契約のお引受自体ができませんのであらかじめご了承ください。また、以下の病気以外でもケガ・病気等の履歴によりお引受ができない場合もあります。(審査の基準について開示することはできません。)

- ①悪性腫瘍 ②慢性腎不全 ③糖尿病 ④肝硬変(肝線維症) ⑤副腎皮質機能低下症(アジソン病) ⑥副腎皮質機能亢進症(クッシング症候群) ⑦甲状腺疾患 ⑧免疫介在性血小板減少症 ⑨免疫介在性溶血性貧血 ⑩巨大結腸症 ⑪巨大食道症(食道拡張症) ⑫膵外分泌不全 ⑬猫伝染性腹膜炎 ⑭猫白血病ウイルス感染症

(2)「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

この保険の対象は、ペットショップ等動物取扱業者にて保険を契約されたどうぶつです。※お迎え時点での年齢が満0歳に限ります。

(3)「どうぶつ健保はっぴい」

この保険の対象は、ペットショップ等動物取扱業者にて保険を契約されたどうぶつです。※お迎え時点での年齢が1歳11ヶ月までに限ります。

4 ご契約者および被保険者

次のとおりとなりますので、ご確認ください。

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい(団体扱・集団扱を除く)」「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」「どうぶつ健保はっぴい」

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合は弊社までお問い合わせください。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時に被保険者について指定がない場合は、ご契約者が被保険者となります。ただし、被保険者を指定された場合には、ご契約者が被保険者に含まれない場合がありますので、ご注意ください。 保険証券等記載の被保険者(以下、「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。 ●本人の配偶者 ●本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ●本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(2)「どうぶつ健保ふぁみりい」団体扱・集団扱

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、団体扱・集団扱特約を適用してご契約いただけるのは、お勤め先等の団体や集団と弊社との間で「保険料集金に関する契約書」を交わしている場合で、かつ、ご契約者が以下の範囲に該当する範囲に限られます。詳しくは弊社までお問い合わせください。また、未成年の方(既婚の方を除きます。)の場合も弊社までお問い合わせください。 (1)団体扱によるご契約が可能であるご契約者の範囲 企業等の団体に勤務し、毎月給与の支払いを受けている方を原則としますが、団体によっては、系列会社の社員の方および団体の退職者の方も団体扱の対象とすることができます。お勤め先が系列会社に含まれるか否か等は、代理店または弊社にご確認の上お申込みください。 (2)集団扱によるご契約が可能であるご契約者の範囲 ①集団の構成員の方 ②集団の構成員の役職員の方 なお、集団ご自身および集団の役職員の方につきましても、集団扱の対象とすることができます。詳しくは、代理店または弊社にご確認の上お申込みください。
記名被保険者	申込書の記名被保険者欄に名前のある方をいい、次のいずれかの方が記名被保険者となります。 ①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者または配偶者の同居の親族 ④ご契約者または配偶者の別居の扶養親族
被保険者	保険の補償を受けられる方をいい、上記の記名被保険者に加え、次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。 ①記名被保険者の配偶者 ②記名被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③記名被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

5 告知義務等

「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約のみ該当します。

(1)告知義務について

ご契約者には「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約時に、弊社が告知を求めた次の事項に事実を正確に告げていただく義務があります。これらの告知事項が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがあります。

- ご契約のどうぶつの種類、品種、体重(混血犬(ミックス犬)の場合)、保険契約の始期日時点での満年齢
- ご契約のどうぶつの過去のケガ・病気の履歴および現在の健康状態(健康状態などにより、特定のケガ・病気をお支払いの対象としない条件(特定傷病除外特約)でお引受できる場合や、お引受できない場合があります。)
- 他のペット保険契約などの有無

保険制度は、多数の人々が保険料を出し合って相互扶助する制度です。したがって、初めから健康状態が悪い場合などについても無条件にお引受をすると、ご契約者間の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、弊社が申込書および告知書でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお申し出ください。

(2)告知方法

申込書および告知書で弊社に告知していただきます。申込書および告知書は、ご契約者本人が正確に記載の上、ご署名をしてください。なお、オンライン加入の場合は、お申込み時の告知事項への入力により弊社に告知していただきます。

6 補償内容について

この保険は、ご契約のどうぶつが、ケガ・病気によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費のうち、保険の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、下表のとおり通院・入院・手術といった診療形態*ごとの1日(1回)あたりの支払限度額、限度日数(回数)を上限とします。

*各診療の形態についてはP16をご覧ください。

- 支払割合の変更は、継続時に限り行うことができますが、保険期間の途中では変更できません。
- 継続時に、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、弊社の定める審査基準において審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。
- 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。
- 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。
- 手術は通院もしくは入院がセットとなり、それぞれ下記支払限度額が適用されます。→例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。



(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」(初年度契約)

「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

「どうぶつ健保はっぴい」

※「どうぶつ健保はっぴい」の場合、始期日から1ヶ月間は、時間外診療費および往診料も保険の対象となります。(2ヶ月目以降は保険の対象となりません。)

	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)
通院 入院	1日あたり最高 14,000円 まで ※1年間にご利用できる日数は 各20日まで です。	1日あたり最高 10,000円 まで ※1年間にご利用できる日数は 各20日まで です。
手術	1回あたり最高 140,000円 まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。	1回あたり最高 100,000円 まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。

(2) 「どうぶつ健保べいびい」

保険契約の始期日から最初の1ヶ月間は支払割合100%、以降2ヶ月目からの支払割合は以下のとおりとなります。

※最初の1ヶ月間は、時間外診療費および往診料も保険の対象となります。(2ヶ月目以降は保険の対象となりません。)

	最初の1ヶ月間	以降11ヶ月間	
	支払割合 100% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高 20,000 円まで	1日あたり最高 14,000 円まで	1日あたり最高 10,000 円まで
入院	※1年間にご利用できる日数は 各20日まで です。		
手術	1回あたり最高 200,000 円まで ※1ヶ月間にご利用できる回数は 2回まで です。	1回あたり最高 140,000 円まで ※11ヶ月間にご利用できる回数は 2回まで です。	1回あたり最高 100,000 円まで

(3) 「どうぶつ健保ふぁみりい」継続契約

ご契約内容により、限度日数が異なります。

①スタンダードタイプ(限度日数あり)

	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高 14,000 円まで	1日あたり最高 10,000 円まで
入院	※1年間にご利用できる日数は 各20日まで です。	※1年間にご利用できる日数は 各20日まで です。
手術	1回あたり最高 140,000 円まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。	1回あたり最高 100,000 円まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。

②ワイドタイプ(限度日数なし)

※2014年10月始期までのご契約のみ対象となります。新規での商品は取扱っておりません。

	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高 14,000 円まで	1日あたり最高 10,000 円まで
入院	※1年間にご利用できる日数は 無制限 です。	※1年間にご利用できる日数は 無制限 です。
手術	1回あたり最高 140,000 円まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。	1回あたり最高 100,000 円まで ※1年間にご利用できる回数は 2回まで です。



- ご継続時に「ワイドタイプ(限度日数なし)」から「スタンダードタイプ(限度日数あり)」へ変更した場合、翌年度以降「ワイドタイプ」への変更はできませんのでご了承ください。
- 継続時に、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、弊社の定める審査基準において審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。



保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P17 第2章 保険金請求について「保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

7 保険期間と保険責任

保険期間は1年間となり、初年度契約における保険責任の始期および満期につきましては、次のとおりとなります。

(1) 「どうぶつ健保ふぁみりい」

① 郵送でのお申込みの場合

始 期	毎月25日までに申込書が弊社に到着した場合は、その翌々月1日*の0時
満 期	始期日の1年後の応当日前日24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)

*必要書類に不備がある等、弊社が契約の引受に関する審査を終了することができない場合は、契約の始期日を繰延べすることがあります。その繰延べにより保険契約の始期日におけるどうぶつの年齢が変わる場合は、その変わった年齢による保険料を適用します。その際は弊社からの通知等により、変更後の保険期間や保険料等をお知らせします。

② オンライン加入の場合

始 期	お申込手続きが完了した日の1ヶ月後(翌月応当日)*の0時 *31日などで翌月応当日がない場合は翌々月の1日の0時
満 期	始期日の1年後の応当日前日24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)

③ 団体扱・集団扱契約における保険期間と保険責任

始 期	告知書の告知欄④および告知欄⑤において、すべてが「ない」となる場合	申込日の1ヶ月後(翌月応当日)*の0時より保険責任が発生します。
	告知書の告知欄④および告知欄⑤において告知内容に1つでも「ある」となる場合	弊社における契約引受に関する審査(引受審査)が終了した日の、1ヶ月後(翌月応当日)*の0時より保険責任が発生します。
	「どうぶつ健保ふぁみりい」等を既にご契約いただいております。その継続契約として申込みをいただいた場合	既にご契約いただいている契約の満期日の翌日0時より、継続契約の保険責任が発生します。
満 期	始期日の1年後の応当日前日の24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)	

*31日などで翌月応当日がない場合は翌々月の1日の0時



保険期間が始まった後でも、被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常の原因が生じた時が保険料領収前である場合は、保険金をお支払いできません。

(2) 「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保はっぴい」

始 期	保険契約締結後のどうぶつのお引渡し時
満 期	始期日の1年後の応当日前日24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)

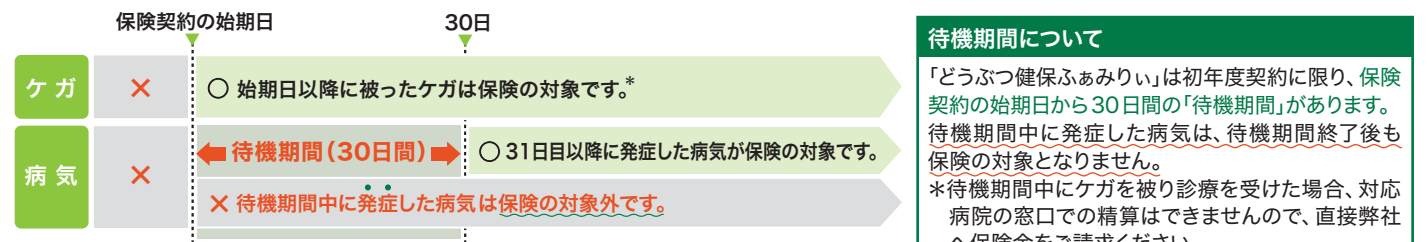
(3) 「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

始 期	「すまいるべいびい」の満期日の翌日0時
満 期	始期日の1年後の応当日前日24時(応当日がない場合は、その月の末日の24時)

「どうぶつ健保べいびい」・「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」および「どうぶつ健保はっぴい」のいずれについても、お引渡し時より前にペットショップ等の店内等で既に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常あるいは、発生していた賠償責任事故に対しては、保険金をお支払いできません。また、保険期間が始まった後であっても、代理店または弊社が保険料を領収する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常あるいは、発生していた賠償責任事故に対しては、保険金をお支払いできません。

8 待機期間

「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度契約(次年度以降の継続契約を含みません。)に限り、以下のとおり病気が保険の対象とならない期間(待機期間)があります。



*始期日以前のケガ・病気は保険の対象となりません。

9 主な特約とその概要

ご契約により適用される特約が異なりますので、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」等でご確認ください。

特約名	特約の概要
-----	-------

【すべてのご契約に適用される特約】

継続契約特約	お申し出がない限り満期後は、原則自動的に継続とさせていただきます。継続を希望されない場合には、満期日の翌日が属する月の3ヶ月前の末日までに必ずお申し出ください。
--------	--

【ご契約により適用される特約】

ペット賠償責任特約	別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。ご契約のどうぶつが起こした咬みつき、引っかき等の加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき保険証券等記載の支払限度額の範囲内で補償します。 ● 1事故につき、3,000円を自己負担額とします。 ● 保険金をお支払いできない主な場合 ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 など ※保険契約の途中で付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。
通信販売特約	通信手段(おもに郵送・情報処理機器等)の利用により保険の内容を理解し、その利用によって保険契約を締結する場合に適用されます。
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。
待機期間不適用特約	弊社が待機期間(始期日から30日間をいい、その間に発症した病気は保険金の支払いの対象となりません。)の不適用を認めた場合で、保険証券等の特約欄に「待機期間不適用特約」の記載がある場合に適用されます。
団体扱・集団扱特約	集金契約に基づいて、お勤め先等の「団体」や「集団」が、保険料を給与引去または口座振替等の方法により集金する場合に適用されます。

※詳しい特約の内容については、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

10 2年目以降のご契約継続について

弊社の商品の保険期間は1年間ですが、ご契約には「継続契約特約」を適用して引受をさせていただいておりますので、解約等のお申し出がない限り満期後は、原則ご契約は自動的に継続となり、終身ご継続いただけます。

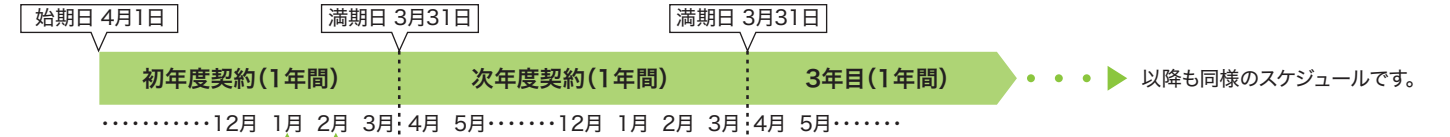


- ・ご契約者または弊社より別段の意思表示があった場合や、保険金の支払状況、その他弊社の定めるところにより、ご契約を継続いただけない場合があります。
- ・自動的にご契約が継続とならない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

お手続きについて

- 満期日の約3ヶ月前に次年度の継続契約のご案内をお届けしますので、契約内容の変更がある場合や、継続を希望されない場合等は、その際に必ずお申し出ください。お申し出がない場合、ご契約プラン、支払方法(口座情報・クレジットカード情報等)、払込方法(年払・月払)、ペット賠償責任特約の有無等を前年のご契約と同条件で引受させていただきます。
- 「どうぶつ健保いびい」の場合は、初年度の2ヶ月目以降の支払割合にて継続となります。

【スケジュール例】4月1日が始期日の場合



満期日の約3ヶ月前に次年度の継続契約のご案内をお届けします。 次年度の始期日前に新しい「どうぶつ健康保険証」をお届けします。

継続時の保険料について

- 2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がるごとに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。ただし、犬・猫・うさぎ・フェレット以外の基本保険料は一律です。
- 始期日時点での年齢が満0歳の混血犬(ミックス犬)は、次年度の継続契約のご案内前に体重確認をさせていただき、申告体重に基づき次年度の保険料をご案内いたします。

多頭割引について

- 次年度の継続契約手続き時に改めて契約頭数を確認の上、適用します。

健康割増引制度について

保険の利用状況によって割増引を適用いたします。割増引率と判定期間については以下のとおりとなります。

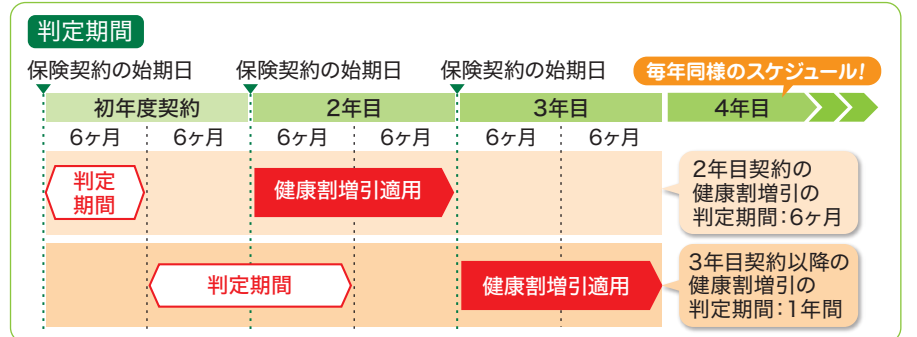
通院・入院日数/手術回数	0回	1~5回	6~19回	20~39回	40回以上
割増引率	10%割引	5%割引	割増引なし	20%割増	50%割増

〈回数のカウント方法〉

- 対応病院の窓口で精算した場合
：保険を利用した診療日
- 弊社へ直接保険金を請求した場合
：弊社にて請求を受けた日

が判定期間に含まれている場合、通院1日、入院1日、手術1回をそれぞれ1回としてカウントします。

- 例1 入院2泊3日の間に手術1回となった場合は、4回とカウントします。
- 例2 同日に2回通院した場合は、1回とカウントします。



- ・保険金が支払われた場合は、支払の取下げをお受けできませんのでご了承ください。
- ・後日新たに判定期間中の保険利用が確認できた場合は、適用される健康割増引率に変更になることがあります。

※実際に適用となる割増引率については、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」(どうぶつ健康保険証貼付書類の裏面)でご確認ください。

3 | 保険料について

1 保険料の払込方法

払込方法は、保険料の全額を1回で払い込む「年払」と12分割して払い込む「月払」があります。※月払の基本保険料は、年払の基本保険料に対し、10%割増を適用し12分割したものです。(10円未満四捨五入)ただし、「どうぶつ健保ふあみりい」団体扱・集団扱契約の場合は分割割増は適用されません。

2 保険料の支払方法とスケジュール

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」(初年度契約)

- ① 郵送でのお申込みの場合 保険料の支払方法は、クレジットカードか口座振替でのお支払いとなります。(現金はお取扱いしておりません。)
- 口座振替払・・・12日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)が振替日となりますので振替日の前日までに登録口座に保険料相当額をご準備ください。
 - クレジットカード払・・・1日のご利用日となります。(カードの種類により前後する場合があります。)
- 金融機関からのお引去日につきましては、カード会社により異なりますので発行元カード会社へお問い合わせください。
- 保険契約の始期月に保険料を引落としします。月払は、始期月に12分割した2回分の保険料をお支払いいただき、翌月以降10ヶ月間は1回分ずつの保険料を順月でお支払いいただきます。

(例)4月1日が始期日の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月払	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

- ② オンライン加入の場合 保険料の支払方法は、クレジットカードでのお支払いとなります。
- 初回保険料・・・保険契約のお申込時にお支払いいただきます。(月払の場合は12分割した2回分の保険料)
 - 月払の第2回目以降の保険料・・・始期日の属する月の翌月以降10ヶ月間は1回分ずつ保険料を順月でお支払いいただきます。(利用日は毎月1日となります。)

(例)3月1日申込日
4月1日始期日
の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
月払	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

ただし、お申込日が31日などで翌月応当日がなく、翌々月1日が始期日となる場合には、下表のとおりとなります。

(例)3月31日申込日
5月1日始期日
の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月払	$\frac{2}{12}$	—	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

(2)「どうぶつ健保ふぁみりい」団体扱・集団扱契約(初年度契約・継続契約を含む)

- 団体扱契約・・・お勤め先等による給与引去または口座振替でのお支払いとなります。
- 集団扱契約・・・口座振替でのお支払いとなります。

保険契約の始期月の翌々月より給与引去または口座振替が開始となります。

(例)4月1日が始期日の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
月払	—	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

(3)「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」「どうぶつ健保はっぴい」

- ① 年払の場合 保険料の支払方法は、クレジットカードまたは現金・デビットカードによる即時引落としとなります。
※現金・デビットカードをお取扱いできない場合もあります。
- ② 月払の場合 初回保険料・・・お申込当日に12分割した2回分をお支払いいただきます。※保険料の支払方法はクレジットカード等となります。
第2回目以降保険料・・・保険契約の始期月の翌月以降10ヶ月間は、1回分ずつの保険料を順月でお支払いいただきます。
(利用日は毎月1日となります。)

- 「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保はっぴい」

(例)4月1日が始期日の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月払	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

ただし、お引渡し日(始期日)が月の後半である場合など、始期月の翌月に第2回目保険料をご請求できなかった場合には、下表のとおり始期月の翌々月に2回分の保険料をご請求させていただきますのであらかじめご了承ください。

(例)4月29日が始期日の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月払	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	—

- 「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

(例)3月1日申込日
4月1日始期日
の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
月払	$\frac{2}{12}$	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$



「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」のお申込日が、すまいるべいびいの始期日(お引渡日)より後である等の理由により、上記スケジュールとは異なる場合があります。この場合は別途、お支払いに関するご案内をお送りしますのでご確認ください。

(4)継続契約(団体扱・集団扱契約を除く)

始期月前月に口座振替等により保険料を引落としします。月払は、始期月前月から順月で12分割した保険料の1回分ずつをお支払いいただきます。

(例)4月1日が始期日の場合

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
月払	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$



保険料のお支払いが遅れた場合

万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、保険料のお支払い前にどうぶつが被ったケガ・病気による診療費に対し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

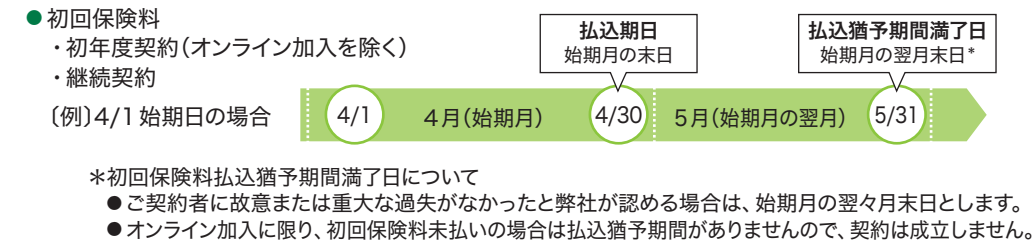
3 保険料の払込期日と猶予期間

払込期日とは、保険証券等に記載された保険料の払い込みに関する期日をいいます。この期日までに保険料を払い込みください。

(1)「どうぶつ健保ふぁみりい」

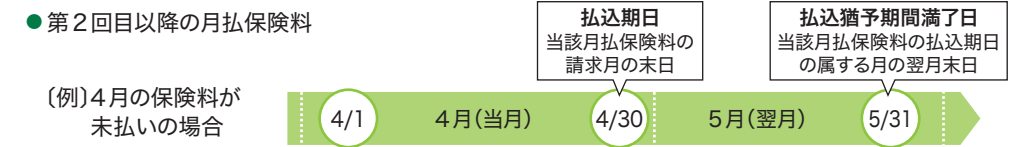
- ① 初回保険料および第2回目以降の月払保険料の払込期日と払込猶予期間満了日は、以下のとおりです。

払込猶予期間内に所定の保険料が払い込まれない場合には、ご契約が解除され保険金が支払われませんのでご注意ください。
なお未払いが発生した場合、下表の払込期日または払込猶予期間満了日までに保険料を払い込みいただいても、弊社で入金の確認ができるまでの間、「どうぶつ健保」対応病院での窓口精算を含む保険金のお支払いができませんのでご了承ください。



弊社において保険料の入金結果確認可能となる時期の目安

- 口座振替
・・・毎月20日頃
- クレジットカード
・・・毎月10日頃
- コンビニエンスストア「専用払込票」(未払い等が発生した場合のお取扱い)
・・・店頭で払い込んだ日から4営業日後



【保険料未払いの場合のお取扱い】

ご契約年度や、保険料の支払方法、払込回数により、未払いの場合のお取扱いが異なります。保険料の払い込みが弊社で確認できない場合は、状況に応じてコンビニエンスストアでの「専用払込票」や「保険料再請求のご案内」等をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

- ② 団体扱・集団扱契約

保険証券等でご確認いただいた上で、払込期日までに保険料を払い込みください。なお、払込期日は次のとおりです。

保険料の支払方法	年払保険料および初回の月払保険料の払込期日	第2回目以降の月払保険料の払込期日
給与引去	保険契約締結後、団体が保険料控除手続きを行い得る最初の給与支払日 ※ご契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結の時とします。	左記の給与支払日が属する月の翌月以降毎月の給与支払日
口座振替	保険契約締結後、団体または集団が保険料の口座振替を行い得る最初の口座振替日 ※ご契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結の時とします。	左記の払込期日が属する月の翌月以降毎月の口座振替日

【団体扱・集団扱特約が失効した場合の未払込保険料】

以下の理由等により団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この場合は、保険料全額から既に払い込まれた月払保険料の全額を差し引いた未払込保険料の全額を、未払込保険料の払込猶予期日までに、団体や集団を経ずに一括して弊社に払い込みください。

- 退職等によりご契約者が団体の役職員でなくなった場合
- ご契約者が集団の構成員でなくなった場合
- 団体や集団と弊社の間で交わしている「保険料集金に関する契約書」に定められたご契約者の人数に不足する場合
- 口座振替方式で、2回連続して振替不能となった場合 など

(2)「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」「どうぶつ健保はっぴい」

第2回目月払保険料の払込期日は、始期月の翌月末日であり、以降毎月末日となります。この期日までに保険料を払い込みください。

【保険料未払いの場合の取扱い】

ご契約年度や、保険料の支払方法、払込回目により、未払いの場合のお取扱いが異なります。保険料の払い込みが弊社で確認できない場合は、状況に応じてコンビニエンスストアでの「専用払込票」や「保険料再請求のご案内」等をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

4 契約の解約と返還保険料

ご契約者の意思による解約(任意解約)

ご契約を解約される場合は弊社までお申し出ください。解約の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求いたしません。ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち、払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分の請求をいたします。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、解約された月の翌月以降も引落としが発生することがありますのでご注意ください。

注意 一旦、この保険契約を解約された後に同じどうぶつについて新たに弊社のペット保険にお申込みいただく際には、どうぶつの健康状態によっては新たにご契約いただくことができない場合、あるいは特定のケガ・病気が保険の対象外となる場合があります。また、新規契約扱いとなりますので、病気が保険の対象とならない待機期間が適用されます。(次年度以降の継続契約には適用されません。)

5 契約の失効と返還保険料

ご契約のどうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となりますので、弊社までお申し出ください。この場合の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式)返還保険料 = 既払込保険料 - (月払保険料 × 12) × 既経過期間に対応する日割

- 契約内容および失効の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、失効された月の翌月以降も引落としが発生することがありますのでご注意ください。

詳しいお手続きにつきましては、P15(Q6)をご覧ください。

6 重大な事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者が保険金を支払わせる目的で契約どうぶつにケガ等をさせた場合
- (2) 保険契約者、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- (3) 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 上記のほか、(1)から(3)と同等に弊社の信用を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4 | 保険期間中のご契約内容の変更・各種お手続きについて

1 書面によるお手続きが必要なもの

- 保険料振替口座
 - どうぶつの死亡
 - 保険契約の継承(譲渡)
 - ご契約者の死亡
- マイページより発送の依頼をしていただくか、弊社へお電話ください。
- 弊社へお電話ください。
(マイページからの発送依頼はできません。)

2 お電話のみ受付可能なお手続き

- 「どうぶつ健康保険証」の再発行 …… 再発行のお手続きをいたしますので、弊社へお電話ください。

注意 あんしんサービスセンターまでご連絡いただく際のご注意事項

- お手続きの際は、ご契約者本人よりご連絡ください。
- ご契約者の本人確認*をさせていただきますので、ご契約内容が確認できる書類(「どうぶつ健康保険証」や「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」等)を必ずお手元にご用意ください。

*本人確認…ご契約者名、証券番号、お電話をかけていただいている方のお名前・ご契約者との関係(ご契約者本人・被保険者・左記以外の第三者)等をお伺いします。

あんしん
サービスセンター

0800-888-8256

携帯電話
PHS OK!

受付時間:平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30
※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

3 マイページでお手続き可能なもの

弊社ではホームページ上に、契約ごとの「マイページ」をご用意しています。Web上でお手続きができますのでぜひご利用ください。

ご利用の際には弊社発行のパスワードが必要となります。

下記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン

ご契約内容のお手続き

- ご契約者情報
住所・電話番号・メールアドレスの変更、改姓等
- パスワードの変更
- 「どうぶつ健康保険証」のお写真変更
- どうぶつ死亡、保険契約の解約
※詳しいどうぶつ死亡のお手続きについては、P15(Q6)をご覧ください。
- お手続き書類の発送依頼
どうぶつの死亡、保険料振替口座の変更
※支払方法をクレジットカード払から口座振替払への変更(またはその逆)をご希望の場合は、次年度契約からとなります。
- 「WebでEco!」のご登録
- 継続契約のお手続き

※団体扱・集団扱契約の場合、一部ご利用できないものもあります。ご了承ください。

各種書類のダウンロード

- Web 保険証券*の閲覧・ダウンロード
*ご契約内容がすべて確認できる書類です。
- 保険金請求書(兼医療照会同意書)
- 手術内容証明書 「どうぶつ健保」対応病院以外で手術を受ける場合に必要です。
- 料金後納用紙 直接弊社へ保険金をご請求いただく場合にご利用ください。

※ダウンロードの上、印刷してご使用ください。

ご契約状況の確認

- ご契約内容の照会
- 保険料払込状況の確認
お支払いいただいた保険料の入金日等をご確認いただけます。「どうぶつ健保ふぁみりい」に限ります。(団体扱・集団扱を除く)
- 保険金等ご利用明細
「どうぶつ健保」対応病院の窓口でご精算いただいた保険金や、弊社へ直接ご請求いただいた保険金のお受取状況の詳細をご確認いただけます。
- 保険金請求手続き状況の確認
弊社へ直接ご請求いただいた保険金の請求受付からお支払いまでの進捗状況をご確認いただけます。



<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>



アニコム損保マイページ

検索



ご契約者からいただく「よくあるご質問」への回答は、弊社ホームページでもご覧いただけます。
<http://faq.anicom-sompo.co.jp>

Q1 改姓しました。どのような手続きが必要ですか？

A マイページにてお手続きができます。なお、以下のお手続きを伴う場合には、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。（「どうぶつ健保ふぁみりい」団体扱・集団扱の場合は、代理店までご連絡ください。）
 ●保険料振替口座等の変更手続き
 ●ご契約のどうぶつ譲渡手続き

Q2 契約した後に、途中で支払割合は変更できますか？

A 支払割合は保険期間の途中では変更ができません。継続のご案内の際にお申し出ください。なお、支払割合の引き上げ（50%から70%へ変更）を希望される場合は、弊社の定める審査基準において審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。

Q3 クレジットカード、保険料振替口座を変更したいのですが。

A クレジットカードの変更は、マイページからお手続きください。口座振替の変更は、書類でのお手続きが必要となりますので、マイページで書類送付をご依頼いただくか、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。なお、弊社に書類をご提出いただくから銀行等での登録まで1ヶ月～2ヶ月程かかります。また保険契約期間中でのお支払方法の変更（口座振替からクレジットカード、またはその逆）はできません。クレジットカードの紛失等で、それまでのお支払方法が継続できない場合は、未払込保険料のお支払方法についての手続きをご案内させていただきます。

Q4 先月は口座振替できていましたが、残高不足により、今月は振替できませんでした。どうしたらよいですか？

A 口座振替払で保険料の振替ができなかった場合、翌月に再度、保険料振替口座にご請求させていただきますので、振替日の前日までにご準備ください。月払におきましては、翌月分保険料とあわせてのご請求となります。ただし、ご契約の状況により、コンビニエンスストア「専用払込票」にてお支払いいただく場合がございますので、詳しくは、払込票に記載のご案内にてご確認をお願いします。なお、口座変更等の理由により、翌月も振替ができない場合には、お手続きに必要な書類をお送りしますので、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。

⚠️ ご注意 保険料の入金が確認できるまでの期間は、「どうぶつ健保」対応病院の窓口での精算はできませんので、弊社へ直接ご請求ください。保険料の入金が確認でき次第、保険金支払のお手続きを始めさせていただきます。

Q5 どうぶつを譲渡することになりました。何か手続きが必要ですか？

A ご契約者本人よりあんしんサービスセンターまでご連絡ください。ご契約の継続を希望される場合、希望されない場合に応じて手続方法をご案内します。
 (1)ご契約の継続を希望の場合
 保険契約の承継（譲渡）になりますので、現在のご契約者（譲渡される方）と今後のご契約者（譲受人）連名でお手続きをしていただきます。なお未払込保険料につきましては、現在のご契約者に対し一括でご請求させていただきます。
 (2)ご契約の継続を希望されない場合
 解約のお手続きになります。

Q6 どうぶつが死亡しました。

A 必ずお手続きが必要です。
 ●マイページでの手続き（お亡くなりになってから1ヶ月以内）
 ●書面（解約書類）での手続き
 ※あんしんサービスセンターにお電話いただくか、マイページにて書類送付をご依頼ください。
お亡くなりになってから1ヶ月以上経過している場合のお手続きについて
 マイページでのお手続きはできませんので、書面でのお手続きとなります。また、客観的にどうぶつの死亡が確認できる書類（死亡診断書、火葬等の領収書のコピー）の提出が必要となりますので、弊社より書類が届きましたら同封の上、ご返送ください。なお、死亡確認の書類をご提出いただけない場合は、任意解約扱い（お申し出時点で解約）となりますのでご了承ください。

⚠️ ご注意 ご契約後に以下の事由が生じた場合には、弊社までご通知願います。
 ●ご契約者が住所を変更されたとき ●保険期間の途中でご契約のどうぶつを譲渡（ご契約者を変更）されるとき
 ●ご契約者が死亡されたとき ●ご契約のどうぶつが死亡したとき など

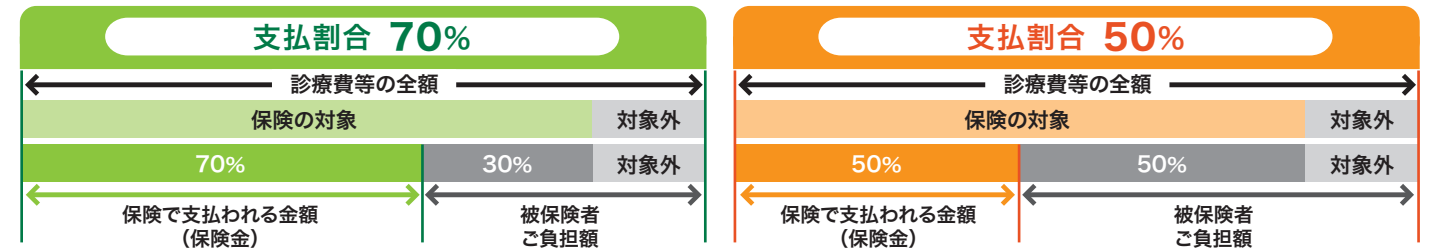
第2章 保険金請求について

1 | 保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された通院・入院および手術の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して保険金を支払います。
 ●ご契約のどうぶつがケガ・病気を被ったことによる診療費であること ●保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること
 ＊各診療の形態について

- 通院** 診療が必要な場合に、どうぶつを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
- 入院** 自宅等での治療が困難なため、どうぶつを動物病院内にて、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
- 手術** (1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。（縫合のみの場合は含みません。）
 (2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

支払われる保険金の計算方法

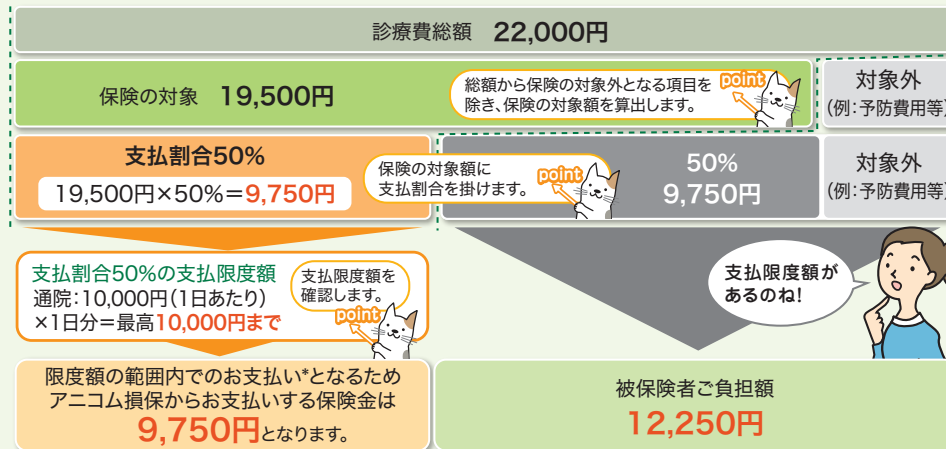


「どうぶつ健保べいびい」にご契約の方へ
 保険契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間は支払割合100%のため、上記支払割合での保険のご利用は、1年間ではなく11ヶ月間となります。

※通院・入院・手術といった診療形態ごとの支払限度額があります。詳しくはP6「6 補償内容について」をご覧ください。

保険金の計算方法 (例) 下痢をして1日通院したら22,000円かかりました。

支払割合50%の場合 ※22,000円のうち、19,500円が保険の対象とします。



*支払割合を掛け金額が支払限度額を上回った場合は、支払限度の最高額までのお支払いとなります。
例 1日の通院で保険の対象が30,000円の場合
 30,000円 × 50% = 15,000円
 通院1日の支払限度額 10,000円まで
 アニコム損保からお支払いする保険金は10,000円となります。

2 保険金をお支払いできない場合

1 主な保険対象外の例

次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。

既往症・先天性異常等	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常等 ●始期日より後であっても、弊社が保険料を領収する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常等 ●特定傷病除外特約(「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載)に該当するケガおよび病気・先天性異常等
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> ●犬パルボウイルス感染症 ●犬ジステンパーウイルス感染症 ●犬パラインフルエンザ感染症 ●犬伝染性肝炎 ●犬アデノウイルス2型感染症 ●狂犬病 ●犬コロナウイルス感染症 ●犬レプトスピラ感染症 ●フィラリア感染症 ●猫汎白血球減少症 ●猫カリシウイルス感染症 ●猫ウイルス性鼻気管炎 ●猫白血病ウイルス感染症 <p>ただし、これらの病気の発症日がその予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかつたと認められる場合は、保険金をお支払いします。</p>
妊娠・出産にかかわる費用等	家庭どうぶつとの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気等
(保険制度運営上)ケガ・病気にあたらぬもの	<ul style="list-style-type: none"> ●去勢(停留睪丸による去勢を含む)・避妊手術等 ●乳歯遺残、停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア等 ●歯石取り、過長歯に起因するすべての処置(不正咬合を含む)、肛門腺しぼり等 ●耳掃除、爪切り(狼爪(ろうそう)の除去を含む)、断耳、断尾等
予防費用等	<ul style="list-style-type: none"> ●マイクロチップの装着費用 ●予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防等) <p>※駆虫等の治療目的で予防薬を使用する場合であっても、持ち帰りは保険の対象外となります。</p>
検査費用	●健康診断費用等 ●健康体に施す検査(症状を伴わない血液検査・糞便検査・フィラリア検査)費用等
健康食品・医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none"> ●動物病院で処方される療法食等(ただし、入院中の食餌を除く) ●獣医師が処方する薬事法上の医薬品以外のもの(健康補助食品(サプリメント)、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、日本で未承認の薬剤を海外から輸入して処方された場合等) ●持ち帰りのシャンプー、イヤークリーナー等(薬用・医薬品を含む) ※洗浄剤以外で承認されている消毒薬等の医薬品であっても、皮膚洗浄目的で使用される製品は、シャンプーとして保険の対象外となります。
代替医療等	中国医学(鍼灸を除く)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法、理学療法(リハビリテーション)等代替療法、減感作療法(医薬品を使用する場合も含む)等
治療付帯費用等	<ul style="list-style-type: none"> ●時間外診療費、往診料(ただし、「どうぶつ健保べいびい」最初の1ヶ月間(支払割合100%期間)および「どうぶつ健保はっぴい」最初の1ヶ月間を除く) ●ペットホテルまたは預かり料(治療中であっても契約者、被保険者都合のお預かりの場合は保険の対象外となります。)、散歩料、文書作成料、またはこれらの同種の費用等 ●カウンセリング料、相談料、指導料等 ●安楽死、遺体処置および解剖検査(死因分析)等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約いただいているどうぶつではない ●保険料払込猶予期間内に保険料が支払われていない ●診療日時点で保険契約が解約・解除・取消されている ●契約者・被保険者により故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気等 ●地震、噴火またはこれらによる津波(風水害等を含む)が原因で生じたケガ・病気 ●どうぶつを伴わずに動物病院へ行った際に処方された医薬品、検査費用等 ●被保険者が獣医師である場合、自らの診療で発生した診療費等

など

※すべてを記載しておりませんので、上記以外については別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」別表1(第3条2項関係)でご確認ください。

2 保険金をお支払いできない主な場合

以下の場合、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。

(1)ケガ・病気、先天性異常(病気の場合、確定診断ができる前の症状を含む)の「発症日」が初年度契約の始期日より前に該当する場合

※診療日が保険期間内であっても、お支払いできません。



ケガ・病気の原因が生じたときが保険契約の始期日前であった場合、保険金のお支払いはできません。特に慢性疾患(先天性疾患、眼科疾患、アレルギー等)や診療費が高額なケガ・病気の保険金請求については、弊社指定の獣医師による検査や、動物病院のご協力の下、より詳細な調査を行う場合があります。保険制度の公平性を保つためにも、ご理解・ご協力をお願いします。

※対応病院において、窓口で精算された場合や弊社より保険金をお支払いした後であっても、当該調査を行う場合があります。調査結果によっては、弊社がお支払いした保険金の返還をお願いすることがありますのでご了承ください。詳しくは、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」第2章第2条(保険金を支払わない場合-1)でご確認ください。

(2)「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度契約の待機期間中に発症した病気、およびその病気の継続診療に該当する場合

※他院での受診があった場合を含みます。 ※診療日が待機期間終了後であっても、お支払いできません。

※ケガは待機期間中に受傷した場合でも保険の対象となります。

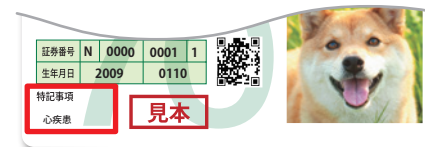


※待機期間につきましては、P8をご覧ください。

(3)「どうぶつ健康保険証」の「特記事項」に記載のあるケガ・病気、またはそれに起因するケガ・病気

※動物病院にて該当するかの判断が難しい場合には、後日直接弊社へ保険金の請求をお願いすることがあります。

※特記事項に記載の内容が事実と異なる場合は弊社までご連絡ください。



(4)保険期間外に診療を受けた場合

※ケガの受傷日、病気・先天性異常の発症日が保険期間内であっても、診療日が保険契約終了後の場合、お支払いできません。

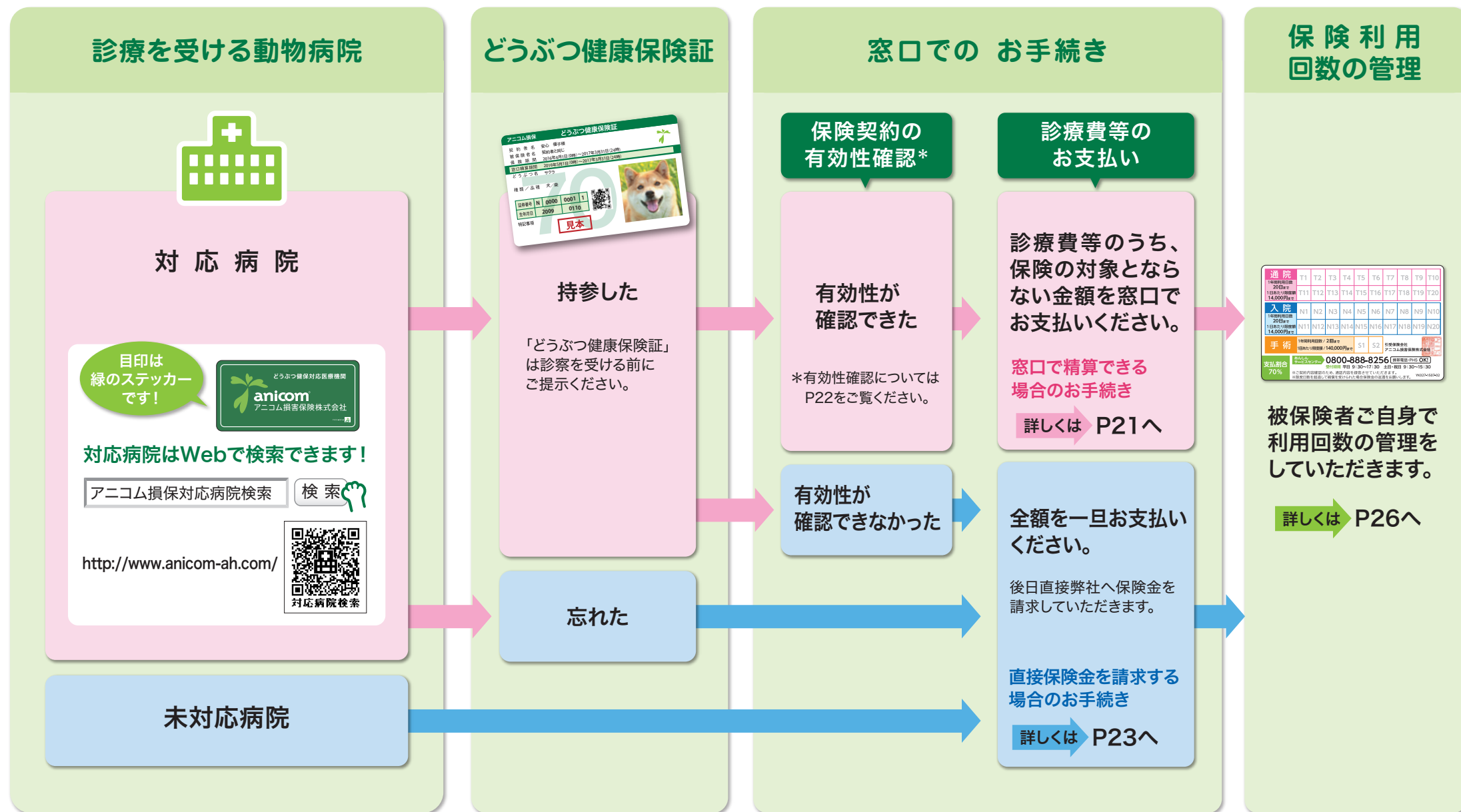


(5)限度日数(回数)に達している場合

3 保険金請求手続きの流れ

窓口で精算を行うメリット

「どうぶつ健保」対応病院の窓口では、「どうぶつ健康保険証」を提示することで、その場で保険金が精算されます。後日弊社に直接保険金をご請求いただく手間がなく、とても便利にご利用いただけます。



マイページをぜひご利用ください!

保険金等受取実績等をご確認いただけます。

各種書類のダウンロード ※PCからのみダウンロード可

- 保険金請求書(兼医療照会同意書)
- 手術内容証明書
- 料金後納用紙

ログイン方法

アニコム損保マイページ

検索

<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>

上記URLへアクセス >> 証券番号・パスワードを入力してログイン

弊社では、メール配信サービスを行っています。

ご登録がお済みでない方はマイページからご登録ください。

- 保険金請求受付メール
保険金請求を受付けたことをお知らせします。
- 保険金支払い手続き完了メール
保険金のお支払い手続きが完了したことをお知らせします。

※当メールの配信は、PCのメールアドレスを登録されている方が対象となります。

4 | 窓口で精算できる場合のお手続き

「どうぶつ健保」対応病院において「どうぶつ健康保険証」を提示して窓口での精算を受けられた場合は、被保険者に代わってその対応病院が弊社へ保険金を請求、受領することとなります。

窓口で精算できる3つの条件

- ① 「どうぶつ健保」対応病院で診療を受けること
- ② 窓口精算期間に「どうぶつ健康保険証」を病院の窓口で提示すること
- ③ 病院の窓口で保険契約の有効性が確認できること

1 「どうぶつ健保」対応病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示し、診療を受けてください。保険契約の有効性を確認*させていただきます。

※保険証のご提示がないと、有効性が確認できず窓口での精算ができません。

*有効性確認については、P22をご覧ください。

ご注意 「どうぶつ健康保険証」は、
受診の都度、必ず受付の際に
現物をご提示ください。



「どうぶつ健康保険証」をお忘れになった場合
保険契約の有効性確認ができなかった場合
▶ P23「直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き」
をご覧ください。

2 保険契約が有効であることを確認したのち、病院の窓口で精算してください。診療費のうち、保険の対象とならない金額を窓口でお支払いください。

ご注意 70%プランにご契約の方へ 対応病院であっても窓口での精算が50%となる場合があります。その際は病院の窓口で、一旦差額分をお支払いください。

〈支払割合70%の場合〉

50%
相当額

20%
相当額

病院の窓口で
一旦お支払い

後日弊社より
差額分をお支払い

※確認事項がある場合は、確認完了次第のお支払い
となりますのでご了承ください。

【被保険者のお手続きなしで、差額をお支払いする場合】

支払割合 70%との差額分につきましては、弊社が対応病院からの診療報告を受け付けた日から、その日を含めて 30 日以内に被保険者のご指定口座に直接お支払いします。

対応病院 → アニコム損保 → 被保険者

※お問い合わせの際、診療明細書(または領収書)のご提出をお願いする場合があります。

【被保険者ご自身でご請求いただく場合】

直接弊社に保険金請求書類をお送りいただくことで、同様に差額をお支払いします。

被保険者 → アニコム損保 → 被保険者

お手続き完了

以上のお手続きにより、対応病院の窓口で保険金のご請求手続きが完了します。ただし、お手続き上不備がある場合や診療費のお支払い内容について不明点がある場合は、後日弊社より被保険者に確認のご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

ご注意 窓口での精算後の取消し・変更や、診療日以降さかのぼって窓口で精算することはできません。次年度の健康割増引制度等にも影響するため、窓口で精算する際には保険の利用回数等にご注意ください。

5 | 窓口で精算できない場合の具体例

以下の場合、診療費等の全額を一旦お支払いいただき、後日直接弊社へ保険金をご請求ください。※詳しい請求方法については、P23「直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。

● 対応病院窓口で保険契約の有効性が確認できない場合

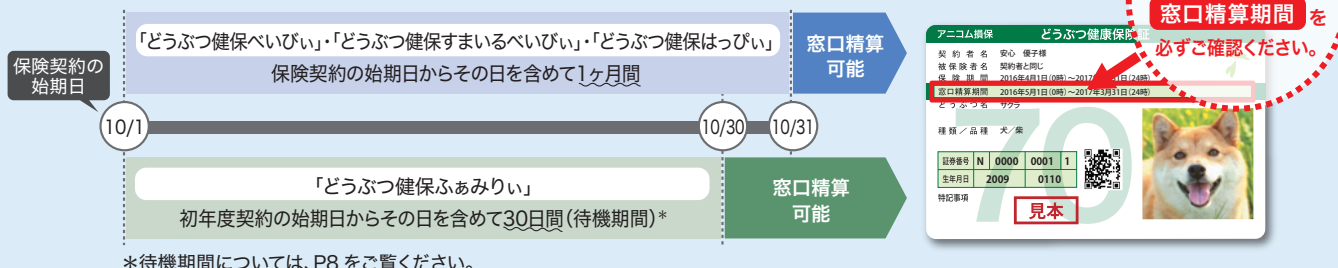
「どうぶつ健保」対応病院で診療を受ける場合であっても、保険契約の有効性が確認できない場合は、窓口で精算することができません。

* 保険契約の有効性確認... 対応病院が弊社に対して、「ご契約が有効であるか」「窓口精算が可能な条件を満たしているか」を確認することをいいます。

保険契約の有効性が確認できない主な場合

- ▶ 被保険者が病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示し忘れたとき
- ▶ 弊社にて保険料の入金が確認できていないとき
- ▶ 同日に複数回通院した場合の2回目以降の診療を受けたとき
- ▶ 窓口精算ができない期間に診療を受けたとき

窓口で精算ができない期間とは... 初年度契約の始期日から窓口精算ができない期間のことをいいます。以下のとおり、商品によって期間が異なります。



※窓口精算可能な期間に通院等をされた場合であっても、ケガ・病気をした日が初年度契約の始期日前や、待機期間中(「どうぶつ健保ふあみりい 初年度契約」のみ)に発症した病気の場合は保険の対象外となり、窓口での精算もできませんのでご注意ください。詳しくはP18をご覧ください。

● 「どうぶつ健保」未対応病院で診療を受ける場合

● 他に提出書類が必要となる場合

適切にワクチンなどの予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた場合には、「発症日」より前に接種したワクチン証明書のコピーをご提出いただく必要があります。また、獣医師の判断により予防措置を講じることができなかった場合には、「獣医師の診断書・証明書のコピー」をご提出ください。※診療明細書(または領収書)の控えが必要な場合には、ご自身でコピーの上お手元に保管いただきますようお願いいたします。

● その他

- ▶ 入院の場合で、入院期間がご契約の保険期間外にまたがっているとき(次年度もご継続いただいている場合を含む)
- ▶ 夜間など緊急で来院され、診療日当日に保険契約の有効性が確認できなかったとき
- ▶ 病院の会計システムの都合で窓口での精算ができないとき(1回の入院にかかる診療費を2回以上に分けて支払いをする場合等を含む)

6 直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き

動物病院での診療後、被保険者ご自身で請求書類を作成し弊社へお送りいただきます。お手続きをスムーズに行うため、診療日から30日以内(入院の場合は退院日より30日以内)に保険金請求書類をお送りください。

動物病院の窓口で

- 1 動物病院の窓口で診療費等の全額を一旦お支払いください。
- 2 診療後、診療明細書(または領収書)を必ずお受け取りください。



保険金の請求方法

- 1 診療後、診療明細書(または領収書)の記載に不足がないか確認してください。

診療明細書(原本)

診療項目(内容)	単価	数量	金額
再診料	¥500	1	¥500
レントゲン検査	¥1,000	1	¥1,000
内服薬(抗生剤)	¥1,200	1	¥1,200
小計			¥2,700
消費税			¥216
請求額合計			¥2,916

おしらせ
次回来院日は○月○日です。

領収書(原本)

金額	¥2,916-	再診料 500円
但 治療費として		レントゲン検査 1,000円
上記正に領収いたしました		内服薬(抗生剤) 1,200円
内訳	咳、嘔吐、下痢	
小計	2,700	
消費税等	216	
7 発症日	2016/8/3頃	

※1日ごとの診療費の記載が必要です。

※請求の際は、原本が必要となります。診療明細書(または領収書)の控えが必要な場合には、ご自身でコピーの上、お手元に保管いただきますようお願いいたします。

必ず右記が記載されているか確認してください。

保険金請求手続きに必要な項目となりますので、不足している項目がある場合は余白または裏面に、動物病院でご記入いただくか被保険者ご自身でご記入ください。

- 1 被保険者名(飼い主名等の表記でも可)
- 2 どうぶつ名
- 3 動物病院情報(病院名・電話番号)
※系列病院が複数記載されている場合は、該当病院に○印をつけてください。
- 4 内訳
- 5 診療日
- 6 診断名もしくは症状名
- 7 受傷日/発症日
- 8 カルテ番号(診察券等でわかる場合)

お願い

速やかにお支払手続きが進むよう、動物病院発行の明細書、領収書には薬の名前、シャンプーなど製品名と金額を動物病院で記入いただくか、被保険者ご自身でご記入ください。
なお、「薬の効能説明書」がある場合はコピーの上、お薬の金額を記入してください。



- 2 保険金請求書(兼医療照会同意書)*を記入してください。

*保険金請求書(兼医療照会同意書)は別紙をコピーしてご利用ください。

1ヶ月間に複数回にわたって診療を受けた際は、1枚の保険金請求書にまとめてご記入ください。



ご注意

保険金請求書とともに送りいただく診療明細書(または領収書)の必要枚数

通院 1日の通院につき1枚
(数日にわたって複数回
通院した場合でも、1日
ごとに1枚が必要です。)

×

8/3~8/4
・診察料
・レントゲン
・内服薬

○

8/3
・診察料
・レントゲン

8/4
・診察料
・内服薬

入院 1回の入院ごとに1枚

手術

「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合は、「手術内容証明書」が必要です。
※「手術内容証明書」と弊社における手術の定義につきましては、P25をご覧ください。

3 保険金請求書と診療明細書(または領収書)の原本を封筒に入れて、ポストへ投函してください。

保険金請求書

+

診療明細書
(原本)
または
領収書
(原本)

+


手術内容
証明書
(原本)

「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合のみ必要です。

保険金請求書類の送付先

- 別紙の(保険金請求書送付用ラベル)をコピーして定形封筒に貼付してください。
- 送付用ラベルに印字された郵便番号と異なりますが、ご自身で送料を負担される場合は、下記の番号を記載してください。

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー39階
アニコム損害保険株式会社 給付サービス部 行



※診療明細書、領収書は保険金請求書にのりづけせずに封筒へお入れください。
※必要に応じて別途書類のご提出をお願いする場合があります。

お手続き完了 すべての書類が弊社に到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる下記の場合につきましては、それぞれの日数を経過するまでに保険金をお支払いします。

※診療後、日数が経過してからのご請求につきましては、お支払いに通常より時間がかかる場合があります。
※書類に不備や記入もれがあった場合には、すべての確認が完了した日からその日を含めて30日以内にお支払いとなります。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

ご注意 お支払いした保険金は、さかのぼって取消し・変更をすることはできません。
次年度の健康割増引制度等にも影響するため、請求の際には保険の利用回数等にご注意ください。

重要 「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受ける場合、保険金請求書と診療明細書(または領収書)に加えて、「手術内容証明書」が必要です。

別紙の**手術内容証明書**をコピーして記入を依頼してください。

診療を受けられた動物病院で、すべての項目を記入いただけてください。
同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。
※文書作成料は被保険者のご負担となります。

ご注意 CT、MRIは手術扱いではなく通院もしくは入院の支払限度額内での補償となります。

アニコム損保における「手術」の定義

- (1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)
- (2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道・胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

7 保険利用回数の管理について

被保険者ご自身にて利用回数の管理をお願いします。
※継続時に「ワイドタイプ(限度日数なし)」にご契約いただいている場合は不要です。

残り日数に気をつけてご利用ください。



動物病院の窓口で精算または弊社へ直接保険金をご請求をいただき保険を利用した際には、保険証裏面の日数管理欄に診療を受けられた日付をご記入ください。

- ご注意**
- 動物病院の窓口では保険を利用した日数(回数)はわかりません。
 - 「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保はっぴい」にご契約の方へ
「どうぶつ健康保険証」が届くまでの期間に弊社に直接保険金を請求した場合は、その診療日を保険証裏面に記入して年間利用回数の目安としてください。

通院	12/1	12/5	12/15	T4	T5	T6	T7	T8	T9	T10
1年間利用日数 20日まで 1日あたり限度額 14,000円まで	T11	T12	T13	T14	T15	T16	T17	T18	T19	T20
入院	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8	N9	N10
1年間利用日数 20日まで 1日あたり限度額 14,000円まで	N11	N12	N13	N14	N15	N16	N17	N18	N19	N20
手術	1年間利用回数 / 2回まで		S1	S2	引受保険会社 アニコム損害保険株式会社					
1日あたり限度額 / 140,000円まで										

あんしんサービスセンター **0800-888-8256** 携帯電話・PHS OK!
受付時間 平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30
※ご契約内容確認のため、通話内容を録音させていただきます。
※限度日数を超過して補償を受けられた場合保険金の返還をお願いします。 YK027-1507-02

〈どうぶつ健康保険証裏面〉

対応病院の窓口で精算する際のご注意

ご注意 保険の利用可能日数は通院・入院とも20日が上限です。
日数が不明な場合等、直接弊社へ保険金をご請求ください。
限度日数を超過して窓口精算された場合には、さかのぼって保険金の返還をお願いすることとなるため、被保険者ご自身にて、限度日数にご注意ください。

弊社へ直接保険金を請求する際のご注意

- 複数の日数分をまとめてご請求いただいたく際、通院・入院のご利用日数が超えていた場合には古い診療日から優先して保険金をお支払いします。保険金の金額等は考慮いたしませんので、請求時にはご注意ください。

Q&A (保険金請求について)

ご契約者からいただく「よくあるご質問」への回答は、弊社ホームページでもご覧いただけます。
<http://faq.anicom-sompo.co.jp>

Q1 去勢、避妊手術は保険の対象となりますか？

A 予防目的の去勢、避妊手術は保険の対象となりません。ただし、乳腺腫瘍などの治療の一環としての手術を行う場合は保険の対象となります。

Q2 CTやMRIは保険の対象となりますか？ また、手術として補償されますか？

A 保険の対象となる診療における検査であれば、保険の対象となりますが、手術扱いとはなりません。通院もしくは入院の支払限度額内での支払いとなります。

Q3 症状があり通院しました。お薬の処方がなく「再診料」(診察料金)のみでしたが、保険金請求できますか？

A はい、できます。お薬の処方がない場合も保険の対象となりますので、ご請求ください。ただし、保険金請求時には、必ず症状名の記載をお願いします。

Q4 どうぶつを家に留守番させて動物病院へお薬を取りに行きました。保険の対象となりますか？

A お薬のみの受取など、どうぶつを伴わずに動物病院へ行った場合には、通院にあたらなため保険の対象となりません。

Q5 1日に2回通院した場合、支払限度額はいくらになりますか？

A 同日に複数回通院した場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。

(例) 支払割合70%の場合

8/1 通院2回	午前	午後
保険の対象となる診療費	16,000円	5,000円
支払割合70%	16,000円×70%=11,200円	5,000円×70%=3,500円
	11,200円+3,500円=14,700円	
1日の通院の支払限度	14,000円まで	
お支払いする保険金	14,000円	

Q6 2泊3日で入院した場合、入院日数は2日？ 3日？ その時、手術を受けたら、支払限度額はどうなりますか？

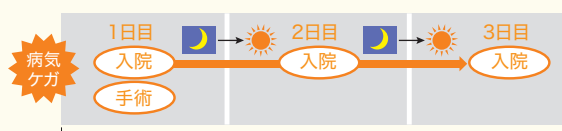
A 入院3日と数えます。手術を伴う場合、通院もしくは入院がセットとなり、それぞれの支払限度額を合算して適用します。

(例) 支払割合70%の場合 入院3回と手術1回の支払限度額を合算、最大で182,000円までお支払いできます。

●入院日数



●手術を伴う場合、通院もしくは入院がセットとなりそれぞれの支払限度額を合算して適用します。



最大で182,000円までお支払いできます。

Q7 夜間専門病院で診療し、診療中に午前0時を超えた場合は入院2日となりますか？

A 入院2日とはなりません。夜間専門病院の場合は、診療中に夜間専門病院の診療時間を超えた場合に入院2日となります。

Q8 必要な書類を送ってから保険金を受け取るまでにどれくらい日数がかかりますか？

A 必要な書類が弊社に到着した日から30日以内を目安とし、順次お支払いしております。ただし、動物病院等に診療内容を照会する必要があった場合には、90日以内を目安にお支払いをしております。また、30日を超える場合は、別途、事前にご案内をお送りしております。

Q9 保険金請求後(窓口での精算含む)の取消しはできますか？

A 補償を受けられた後、さかのぼって取消し・変更をすることはできません。次年度の健康割増引制度等にも影響するため、請求の際には保険の利用回数等にもご注意ください。

Q10 保険を利用する診療を選びたいのですが。

A 対応病院での診療をお受けになる場合で保険の利用をご希望されない場合には窓口にて保険証を提示せず、その日は保険を利用しない旨をお伝えください。また、診療日以降に保険の利用をご希望される場合には弊社へ直接請求いただくことで保険金をお支払いすることが可能です。詳しくはP23「直接アニコム損保へ保険金を請求する場合のお手続き」をご覧ください。

通院・入院の限度日数(20日)について

Q11 補償可能な通院・入院日数はどこで確認できますか？

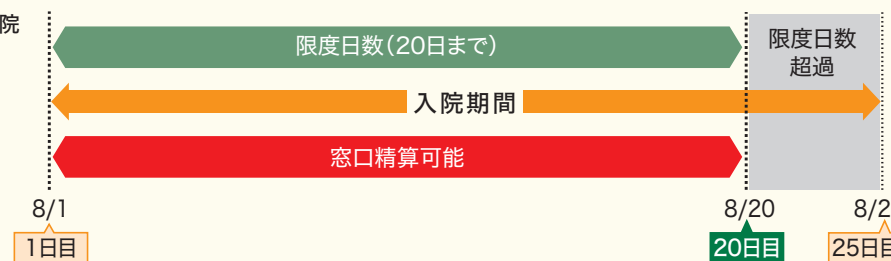
A マイページにてご確認ください。弊社が受付前のご請求に関しては掲載されておりませんので、必ず被保険者ご自身にて利用された診療日を保険証の裏面に記載いただき、日数の管理をお願いします。

Q12 入院をしました。保険金の請求方法について教えてください。

A 入院期間が限度日数を超える時は、以下にご確認ください。

限度日数内のみ窓口での精算可

例 8/1~8/25まで入院



8/1~8/20までと8/21~8/25までの会計を分けて、20日目となった時点で窓口で精算してください。

※なお、会計を分けて精算するのが難しい場合には、限度日数超過分の項目・金額がわかるように診療明細書等にご記入の上、弊社へご請求ください。

8 ペット賠償責任特約について

保険契約の途中での付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。

ペット賠償責任特約は、主契約に付帯できる特約です。
この特約が適用されているかは、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」または「Web保険証券」等でご確認ください。

※「Web保険証券」はマイページでご確認いただけます。(マイページについては、P14をご覧ください。)

1 保険金をお支払いする場合

ご契約のどうぶつが日本国内において、他人*1や他の動物に咬みついたりすること等によってケガ等の身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊する被害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。(例えば、治療費、交通費、慰謝料、休業損害、修繕費 など)ただし1事故につき、支払限度額・被保険者自己負担額(免責金額*2)がありますので、保険証券等でご確認ください。

*1 他人とは、ペット賠償責任特約第1章「用語の説明(3)他人」に定めるご契約者および被保険者にあてはまらない方をいいます。

*2 支払限度額の範囲内で、免責金額(3,000円)を超過する損害額が保険金のお支払額になります。

2 保険金をお支払いできない主な場合

賠償責任が発生しない場合

被保険者および被保険者と同一生計を営む同居の親族、別居の未婚の子等が法律上の賠償責任を負わない場合

■ドッグラン参加犬同士の衝突による受傷の場合

ドッグラン参加中の犬同士の衝突等により相手の犬がケガをした場合、通常被保険者側に過失が認められないため法律上の賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができないことがあります。

■ご契約のどうぶつが被保険者以外の方の管理下にある場合

被保険者以外の方にご契約のどうぶつを預けたり、散歩をしている場合で、その方の過失により発生した事故は、通常被保険者には法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができないことがあります。

■物損事故の場合の、損害品所有者に対する慰謝料

事故内容や損害内容によって異なりますが、対動物事故の際も、被害者への慰謝料は通常認められません。

賠償責任が発生してもお支払いできない場合

- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(例えば、レンタルDVD、滞在中のホテルの室内にある財物など)
- 被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任



ご注意

●弁護士への委任について

弊社の同意なく委任された場合の着手金、報酬等についてはお支払いできません。事前に必ずご相談ください。

●過失相殺について

被害者や事故の当事者にも不注意等の過失がある場合、その責任の割合に応じて、損害賠償額が減額されることがあります。

3 事故発生時のご注意

(1) 人身事故

重要 まずは被害者の救護を最優先にお願いします。

- ① 事故状況について、当事者双方で確認をしてください。
- ② 事故を証明するための証人が必要ですが、困難な場合には必要に応じて被害届を警察等に提出いただくよう、被害者にお伝えください。
- ③ 咬傷事故の場合は、お近くの保健所に加害届をご提出願います。

(2) 物損事故

- ① 損害品の賠償金額は、損害品を購入した際の料金を基準として、経過年数分の減価償却を行います。
- ② 損害品の写真の撮影*、または損害品現物のご送付をお願いしております。事故が解決するまでは、損害品の保管をお願いします。
*損害状況がわかるような写真(全体像、損害箇所のアップ など)
製造メーカー・型番がわかる部分の写真(衣服のタグ、メガネのつる など)

4 賠償責任事故発生時のお手続き

STEP 1 賠償責任事故の発生を弊社まですみやかに通知してください。

賠償責任事故の受付と保険金請求手続きをご案内します。

STEP 2 被害者との示談前に弊社と打合わせをしてください。

被害者との示談解決については、示談締結前に必ず弊社の保険金支払担当者と打合わせをしてください。

※被害者には、保険会社との手続きにご協力いただけるようあらかじめお伝えください。

※事前のご連絡や打合わせがなく示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※詳しくは、別冊の「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。



ご注意

示談交渉(示談代行)について

ペット賠償責任特約においては、弊社担当者が被保険者に代わって、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんのでご注意ください。賠償責任の有無、賠償額等について、担当者より被保険者にアドバイスをさせていただきます。